～市民ひとりひとりの権利を守る～

田原市成年後見センター

★判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を守る活動をしています。

★成年後見制度や権利擁護に関するご相談にのったり、申立手続きの支援及び家庭裁判所の選任によって後見人となって支援します。

★成年後見制度や権利擁護の普及・啓発を行います。

社会福祉法人　田原市社会福祉協議会

〒441-3422　愛知県田原市赤石二丁目2番地
田原市田原福祉センター内

電話 0531-23-0610
Fax 0531-23-3970

Eメール　kouken@tahara-shakyo.or.jp

開設日　月曜～金曜（祝・年末年始は除く）

開設時間　8時30分～17時15分

成年後見制度

成年後見制度ってどんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

（法務省民事局発行「成年後見制度 成年後見登記」パンフレットより）

成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると2つの制度があります。

任意後見制度

判断能力に問題のない人が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえて「誰に何を支援してもらうのか」をあらかじめ決定（任意後見契約）し、判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所で任意後見監督人を選任してもらい、依頼した後見事務を任意後見人にしてもらうという制度です。

判断能力に問題ない。 → 公証役場で任意後見契約を結びます。 → 判断能力低下 → 家庭裁判所に申立 → 任意後見監督人 → 監督 → 任意後見人

法定後見制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申し立てて後見人等の選任をする制度です。本人の判断能力の状態によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。

法定後見制度

ご本人に第三者の支援が必要な場合に、ご本人、一定の範囲の親族、市町村長、検察官のいずれかが申立人となって、家庭裁判所へ申立をします。

補助
判断能力が不十分な方

保佐
判断能力が著しく不十分な方

後見
ほとんど判断能力のない方

申立は本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長等が行う。

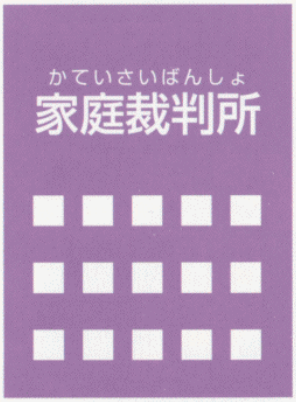

調査等　裁判所職員が事情を尋ねたり問い合わせたりします。

審問　必要に応じて家事審判官が直接事情を尋ねます。

鑑定　本人の判断能力について鑑定をすることがあります。

審判　さまざまな事を考慮し、適切な類型・支援内容等が決まり、後見人等が選任されます。

補助人

申立時に選択した特定の法律行為を代わって行います。
申立時に選択した重要な法律行為に同意したり取り消したりします。
本人を見守ります。

保佐人

申立時に選択した特定の法律行為を代わって行います。
申立時に選択した重要な法律行為に同意したり取り消したりします。
本人を見守ります。

後見人

日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を本人に代わってしたり、必要に応じて取り消します。

どういったときに利用するのですか？

●施設に入所したい・・・。

施設へ入所するには、施設側と入所者本人との間で入所のための契約が必要です。契約をするためには、入所する本人に契約を締結する判断能力が必要となります。この能力が不十分な方には、後見人等の選任が必要な場合があります。
（その他のサービスを利用する場合も同様です。）

●お金の管理ができない・・・。

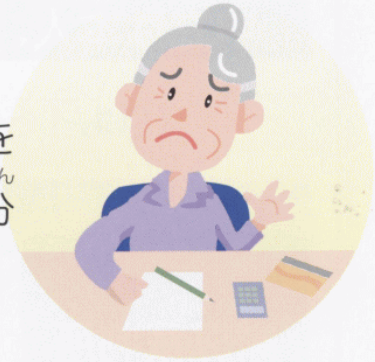

年金や預貯金の出し入れをするときには、本人にこの財産を管理するための判断能力が必要となります。この能力が不十分な方には、後見人等の選任が必要な場合が有ります。

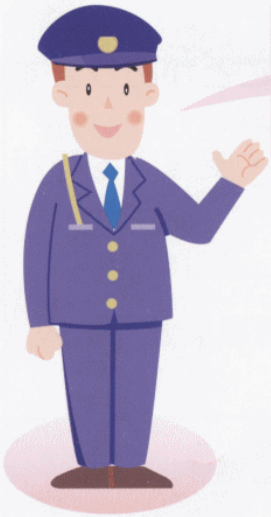

●悪質商法からの被害を防いだり、被害回復をするときに。

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対する悪質商法（リフォーム被害等）の消費者被害があとを絶ちません。
後見人が選任されることで、これらの契約を無効にしたり、被害代金を取り戻したりすることができます。

●親族等の支援が受けられない状態のときに。

認知症高齢者・障がい者で、親族がいない若しくは遠方に住んでいるなど、何らかの理由で支援を受けられないとき、第三者の後見人が選任されることで、適切な福祉サービスの利用契約を行い、生活を支援することができます。